

第12回教育委員会会議

1 日時 令和元年6月18日 火曜日 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

水口 裕輝 指導部長

藤巻 幸嗣 教務部長

武井 宏蔵 学事課長

松井 良浩 教職員服務・監察担当課長

樽本 康隆 教育活動支援担当課長

大西 忠典 首席指導主事

川本 祥生 政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第47号	令和2年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針について
議案第48号	職員の人事について
議案第49号	職員の人事について
報告第17号	新普通科系高校の開設にかかる進捗状況について
報告第18号	市会の報告等について
報告第19号	大阪市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書について
協議題第21号	職員の人事について

なお、報告第17号、第18号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、報告第19号、議案第48号、第49号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第47号「令和2年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年度の水都国際中学校及び咲くやこの花中学校の入学者選抜方針について、昨年と同様の内容で実施する。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 入学者選抜方針では出願時点では大阪市内に居住していることが要件であり、令和2年4月1日以降も引き続き居住することが確実であること、となっていますが、例えば出願時点では大阪市内に居住していて、合格後にすぐ転居されたとか、大阪市外に出たとかいうような方はいるのでしょうか。

【伊丹係長】 どうしても親御さんのお仕事の関係等で転居されることが必要になる場合があるということは聞いておりますが、去年はそういった情報はつかんでおりません。

【平井委員】 適性検査Ⅰの問題、これは国語、算数、理社融合をベースにして、表現力と思考力を問うという解釈でいいですか。

【川阪総務部長】 そうです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第17号「新普通科系高校の開設に係る進捗状況について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年10月に、新高校の設置理念、設置学科、コース及び再編対象である西、南、扇町総合高等学校の令和2年度、3年度の入学者選抜の募集学科並びに学級数を決定して以降、関係する高校、大学と協議を行い、新高校の開設に向け具体的な検討を進めている。

新高校の校名は、開校2年前に当たる令和2年に広く公表する必要があることから、今年度の決定と考えており、この秋に広く公募を行い、校名検討会議で複数の候補に絞った上で、教育委員会において最終決定する。

大西首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

昨年10月2日の教育委員会会議において、新高校の設置理念等の決定後、再編対象3校と教育委員会事務局とで構成される新高校開設に向けた具体化プロジェクトを立ち上げ、現在、様々な課題を整理して協議している。

めざす生徒像については、設置理念を踏まえ、責任感を持ち、自治能力を育む生徒会活動や部活動について、まずは3校の現状から課題を整理しており、学校行事の精選や部活動の存続、生徒指導に関する内規等を現在検討中である。

開校する令和4年度には、3校の在校生と新高校の1年生がともに同じ校舎で学ぶということから、生徒がスムーズに新しい環境になじめるよう、教育活動全般について引き続き協議を進める。

教育内容については、新高校の教育文理学科は専門学科として設置することから、25単位以上の専門科目を含む教育課程を現在検討している。特色ある専門科目として、3年間を通じて全ての生徒が学ぶ「教育探究」という科目を設置し、大阪教育大学と連携して、高校、大学、7年間を見据えた学びとしたい。特に教職教育に関する専門のコースでは、例えば「教育実践」、あるいは「心理学概論」といった専門科目を設定して、将来、教育現

場において即戦力として活躍できる人材を育成する。なお、科目名はいずれも仮称である。

学校運営においては、教務、進路、生徒指導等の学校組織に係る課題の整理にとりかかっている。

高大接続、連携については、平成30年2月21日に締結した「子どもの未来を拓く大阪府と大阪教育大学との包括連携に関する協定書」に基づき、大阪教育大学との連携を進めるため、高等学校教育課程改革検討部会を5月15日に開催し、その中で、新高校の教育課程編成について大阪教育大学からご意見をいただき、「教育」に関する科目における共同研究等について議論した。

校名決定については、広く市民等から公募する。実際の校名の決定に関しては、校名検討会議並びに校名に関する有識者検討会を設置し協議を行って、教育委員会会議において決定する。

校名検討会議は、教育委員会事務局並びに学校関係者等で構成し、校名に関する有識者検討会は、外部による学識経験者で構成する。

新高校の広報活動に活用するリーフレット案を作成し、7月に大阪市内の中学校の1年生全員に配布する。また、大阪府内全ての中学校にも各5部ずつ送付する。そのほか、公立高校の進学フェアや西、南、扇町総合のそれぞれの学校の学校説明会等々でこのリーフレットを活用する。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 大阪教育大学との連携は極めて有効で、高大接続特色校とか、そういったものを併記されたらよりインパクトが強いかと思います。

府には10校の進学特色校があって、募集定員を増やしました。明らかに専門学科として特化して、いわゆる進学校化をめざしています。

今ちょうど学習指導要領の審議の中で高大接続という言葉が問われているところです。大阪教育大学との連携ということで、せっかくなので、高大接続特色といったものを勘案されて、併記をされたらよいのではないかと思います。

【異委員】 今回、高大連携を1つに売りにされていると思います。大阪教育大学との連携によって教育に関する科目、共同研究とかもあります。共同研究とか高大連携となると、やはり資金が必要になってきます。資金をとることによって内容の検証もできますし、成果を社会にアウトプットできると思います。すごく特色のある取り組みで、獲得できそ

うな要素があるのかなというふうに思いますので、そういった外部資金を獲得するような取り組みもされたらどうかと思います。

もう一つは、令和4年に開設と同時に大阪府へ移管することがほぼ決まっているのかなというふうにと思いますが、こちらが全て準備をして渡すときに、いや、これはということにならないように、準備段階から大阪府と十分連携しながら進められたらよいと思います。

【大竹委員】 教育文理学科で特色ある科目ということで、教育系の専門とか集中講座などいろいろあると思います。これからの社会では、「文」に行こうが、「理」に行こうが、基本的なプログラミング思考というものが必要なので、もしこういうものも集中講座を含めて学べるようなものがあれば、コースとして考えていただければありがたいかなと思います。

【森末委員】 学校移管の話が出ましたが、いつになるかは決まっているのですか。

【水口指導部長】 決定ではないです。今現在、府とカウンターパートでやりとりをしている最中で、可能性の1つとして、令和4年に一括で移管するのがいいのではないかという話が出ているところです。

【山本教育長】 来年の住民投票の成否にかかわらず、令和4年4月に移管というのが松井市長のお考えなので、大都市制度の問題と高校移管のことは切り離してやろうかということですが、まだ少し時間もありますので、またいろいろ議論していきたいと思います。

報告第18号「市会の報告等について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会事務局の4ブロック化や市立高等学校の大阪府への移管の課題の現状にかかる市長への報告内容と、4ブロック化にかかる市会での一般質問の内容について報告する。

事務局のブロック化については、現在1つで行っている教育行政を4つに分散することにより、必然的に人員の増が見込まれることが課題である。特になり手の少ない教育職の指導主事を急激に増やすことが困難であり、計画的に増員するなどの対策が必要である。今年度末で定数条例などの改正を行い、来年度からブロック化に着手し、令和4年度には4つのブロックで運営できるよう検討する。来年度から10名程度増員して、ブロックの統括責任者を配置し、ブロック担当者の所管事務を学校の教育活動への指導助言や教科書採択なども含めた形とすることを考えている。これらについては、特別区が設置されるかどうかというところを見据えた上で、特別区が設置されない場合でも、各ブロックに方面事

務所を設置するという形で進めたい。またその際には、現在各区で行っている分権型教育行政との関係性をどういうふうに構築していくかということが課題になるので、今年度、区長とも検討を進めたい。

教育センターの機能強化について、現在、教育センターは1カ所であるが、特別区になった場合は教員の研修は特別区が担うことになる。新たな総合教育センターの設置というのは、これまで十分でなかった、研究機能、分析機能を大学と連携しながら充実していくということを目指しており、市長からは、大阪教育大学との総合教育センターの検討については、広域で行うということが想定されるので、大阪府にもこの検討には加わってもらいたいという話があった。

人事・給与・評価制度について、市長からは校長の評価について処遇が結局マイナスになることはすべきではないというところと、校長は1年で成果を出すのは困難であり、3年ぐらいのスパンを見て評価すべきではないか、という2点について指摘があった。この指摘を踏まえ、事務局で経年調査などのサンプルを出し、同一校に3年以上在籍する校長のテストの結果の向上割合や、1年での変化といったところを分析したが、サンプルが少ないため有意かどうかというところが明らかではない。1年で乱高下するところもあり、データ上では、やはり1年目の校長は結果を出しにくいという可能性がある。さらに数年分の経年調査の結果を、データを蓄積して分析する必要があると考えている。人事評価は直近の1年間の勤務成績で行うこととされているので、例えば3年など複数年の業績を直接的に人事評価に反映するという事は困難であるが、別で評価する手法も検討する必要があると考えている。また、より納得性を高めるためには、現場をきめ細かくモニタリングできる体制も必要であり、4ブロック化による体制の充実に合わせて実施する方向で検討を進めたい。

I C Tの整備については、特別区になる場合であっても、特別区になる前に大阪市の間で必要な基盤整備を行っていくということを想定している。現在、各学校で最低40台の整備を行い、今年度に各校のL A N工事まで終了する。さらに、国の基準を満たすために、学習端末の整備、それから各教室の無線L A Nの環境を整備して、学習系システムと校務系システムを統合していくことを検討している。

高校の移管については、特別区が設置されるかどうかにかかわらず、令和4年4月に20校の市立高校を一括して大阪府に移管すべく調整に入っている。現在、高校移管に係るプロジェクトチームを立ち上げ、移管計画を策定するために取り組みを進めており、8月27

日の教育委員会会議で一定の方向性を報告し、令和2年9月に移管計画を発表した上で、府市両議会で条例改正ということを考えている。なお、この条例改正が遅くなってしまうと、周知の期間が十分でない、進路指導の期間が十分でないということになるので、現段階では令和4年度より移管を前倒しすることは難しいと考えている。

以上が市長に説明した内容であり、次に市会での質疑について報告する。

6月4日に教育子ども委員会では、自民党の木下議員から、新聞報道で改ざんの疑いがあるという報道があった、東淀工業高等学校の人事評価についての質疑があった。議員からは、市長から教員の評価分布が非常にSとAに偏っていて下位評価がないということ強く指摘されて、教育委員会が特に下位評価をつけるように現場に強く求めたことで、現場がそういうことをしてしまったのではないかという指摘であったが、これについては単純に授業評価のもととなる授業アンケートについての単純な集計ミスであったと答弁した。

本会議の一般質問では、大阪維新の会からは教育委員会改革として4ブロック化が取り上げられている。市長からは、来年度には本庁舎内に4ブロックの統括者を配置できるようにという答弁があった。また、ICTに関しては、できるだけ早期に国の指標を達成し、学校ごとの教育環境のばらつきを解消するという答弁があった。

自民からも事務局の4ブロック化について質疑があり、4ブロック化を進める理由について、特別区設置を見据えて、円滑な移行、準備体制と見られても仕方がないのではないかという質疑があり、市長からは、1つの考え方として、大都市制度で検討してきたということであるけれども、大阪市としては小中学校に特化して、地域の実情に即した教育環境を提供することが目的であるという答弁があった。

公明党からは、指導主事を初めとした職員をふやして、各校とのコミュニケーションをとれる体制の構築を求めるということで質疑があり、市長からは、必要な財源を確保しながら、段階的に体制構築を進めるという答弁があった。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 新教育センターというのは、広域センターという理解でいいのですか。

【川本政策推進担当部長】 法令上は指定都市と中核市までが研修のために建てて良いという形になっています。本来は教員の研修は都道府県がやることになっていますが、指定都市と中核市までは権限をおろして良いということになっています。

【大竹委員】 先ほど教員の研修は特別区が担うことになるということでしたが、研修

などは広域的にやったほうが良いものもあるので、もし法令上の縛りがあるとしたら、何らか変えてもらうか、少し理屈をつけるなどして回すようにしなければ、制度がこうなっていますからと言われてしまうと、何のために特別区にするのという話になってしまいます。きめ細かく現地に密着してやるようなものと、ある程度まとめてやったほうが良いようなもの、それはある意味では区のレベル調整を含めてですが、そういうようなことはしっかりこれから言っていかなければいけないという気がします。

【山本教育長】 制度上の建前は、各区が勝手に研修所をつくってはいけないことはいっていますが、本当にそれが有効で効率的なのかというところで、この施設であれば、ここでやってもらうほうが各区でやるよりも良いと思われる施設をつくらなければいけません。そういう意味で、大阪教育大学の力もかりて、府も入って、そこに内容的なソフトの部分も充実させて、ICTなどで大阪市内の20万近い子どもの実態をもとにしたいろいろな分析、研究もできるようにして、建前上は各特別区の判断になったとしても、総合センターでそういったことはやるのが当たり前と誰から見ても思ってもらえるような新センターをつくろうかという考え方でやっています。各特別区が自分で余力があって、特別な研修機能を持つことは全然何も妨げるものではないです。

【森末委員】 これから議論や調整が必要だと思いますが、新教育センターにもし大阪府がお金を出したりすることになると、大阪市の特別区4区だけの先生でなくて、府下全域これで研修しましょうとなってしまったときにどう立てつけるかという問題はあると思います。

もう一点、高校移管の話ですが、市長からはできるだけ早く移管せよという話が前にあったと思いますが、令和4年よりも前倒しをすることは難しいという説明をされ、一定の納得は得たということですか。

【川本部長】 そうです。

【山本教育長】 今後、具体的にまたいろいろな進行過程の中で御意見を頂戴したいと思います。

報告第19号「大阪市立中学校生徒のいじめの申し立てに関する調査報告書について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日、令和元年度6月18日に、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に

関する第三者委員会の部会長から調査報告書が手交された。

調査報告書は、被害生徒、保護者に対しても提供する。

調査報告書には再発防止策として5つの提案があり、教育委員会として、これらを真摯に受けとめ、再発防止に向けた取り組みを進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 今後の対応についてですが、本人なり家族から申し出がある場合以外に把握をする方法は、アンケートということですか。

【水口指導部長】 実効性のあるアンケートの実施ということで提言をいただいておりますが、原則的には学期に1回いじめのアンケートをしていることと、教育相談ということで、子供の悩みを聞く相談活動も保護者相談も含めて学期に1回は実施しています。

【大竹委員】 起きた後の対応もそれぞれあると思いますが、小さい芽のうちに摘み取るというのが重要だと思いますので、当初のアンケートなりそういうようなものの実効性を高めるというのがこういう問題に対しては一番有効であると思います。

議案第48号「職員の人事について」を上程。

※説明要旨及び質疑概要については職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第49号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、体罰行為による懲戒処分に関する案件で、被処分者は、城東区の小学校教諭である。

処分内容は、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として、減給一月とする。

当該教諭は、事案1として、平成30年5月ごろ、関係生徒Aが宿題を忘れてきたことを指導した際、関係生徒Aの胸から肩あたりを左手で1回押して、関係児童Aを転倒させた。

事案2として、平成30年6月ごろ、同じく関係児童Aが宿題を忘れてきたことを指導した際、関係児童Aの胸を左手で押し、教室前方の出入りロドアまで約3メートル移動させる行為を行った。

事案3として、平成30年9月ごろ、提出物を返却するために児童らと呼名したところ、関係児童Aがふざけて返事したことを指導した際、関係児童Aのあご付近を左手で掴み、

後頭部を背後の壁に押し当てる行為をした。

事案4として、平成31年1月23日、関係児童Bが落とし物の筆記用具を無断で使用したことを指導した際、関係児童Bの胸ぐらを左手で1回掴む行為をした。

また、これらに加え、当該教諭はこれらの体罰行為について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠り、事案4の際に関係児童の標準服からちぎれたボタンを、事案発覚を防ぐ目的で修繕し、自身の非違行為の隠蔽を図った。

なお、体罰行為による関係児童への傷害はない。

処分量定について、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づき、傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合に該当し、文書訓告にあたるが、当該教諭が体罰行為を管理職に報告しなかった上、事案4においてちぎれたボタンを修繕して、事案の隠蔽を図った点は、通常の事案未申告よりも悪質であることから、共通の加重基準の「c. 当該教職員の事案未申告」として加重プラス2とし、減給一月とする。

処分発令は6月19日とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 アンケートを実施したら、多数の訴えが出てきたということですが、突発的に体罰を行うというふうには思えません。事前に把握して防ぐことはできなかったのですか。

【松井課長】 当該年度についても、通常行っているアンケートでは、体罰の訴えは出て来ておらず、今回2月に校長が保護者の方からの要望を受けて改めて実施したアンケートでいろいろ出てきたということです。

【異委員】 先生のことを訴えるのは子どもも勇気が要ることなので、見えないところでもしかしたらもっとあるのかもしれないと思います。

【森末委員】 関係児童Aに対しては3回、関係児童Bに対して1回、被害者が2人いますが、基準としては、傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合となっています。この適用の解釈は、被害児童生徒が1人であっても複数いたとしても、回数が複数であるということですか。

【松井課長】 そのとおりです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
